

古代末期における美濃源氏の動向

宮 崎 康 充

はじめに

清和源氏頼光の孫国房を祖とする系統は、美濃国を本拠地として発展したところから、一般に「美濃源氏」と呼ばれている。これが鎌倉・室町期を通して美濃の名族として栄えた土岐氏のはじまりであるが、国房の子光国、その子光信・光保等は、白河・鳥羽兩院政期の都における有力な武者として、また兩院の近臣として活躍していた。本稿では、これまで正面から取りあげられることのなかったこれら美濃源氏の動向を中心に、古代末期における棟梁的武士の一つの存在形態について考察を加えてみたい。

一、美濃源氏国房・光国の登場

『水左記』康平七年（一〇六四）十月十九日条に「伊予守源頼義朝臣与故

頼国法師七国房合戦」についての陣定の記事があり、また『百鍊抄』同年十二月二十四日条には「義宗与国房合戦事」が議されたことが見えている。『百鍊抄』に「義宗」とあるのは、「義家」の誤りと思われ、この二つの記事は、国房と頼義・義家父子との間に合戦があったことを示している。そして『古事談』に「義家国房確執事」と題されて収められている合戦の話がこの時のものであると思われる。『古事談』の語るところによれば、この合戦の根元は美濃国にある義家郎等が国房のために凌辱を受けたことにあり、これを聞いた義家が、報復のため、美濃の国房の館に攻め寄せたものであった。

国房はその後の承暦三年（一〇七九）六月、「美濃国多芸郡国房住所」において、今度は右兵衛尉源重宗との間に合戦を起こしている。⁽²⁾ 重宗も早くから美濃に勢力を持つ者であり、国房・重宗が「壇に軍兵を興⁽⁴⁾」しての合戦はかなり大規模なものであったらしく、両名は都に召喚されることとなった。⁽⁵⁾ しかし重宗は召命に応ぜず、ために見任を解却されて前下野守源義家による追討を受け、九月に至って関白藤原師実⁽⁶⁾に就いて降

を請うたが、重犯であるため左獄に下された⁽⁶⁾。一方、重宗よりは非の少ない国房も、私闘の罪によって弓庭に拘禁されたのである⁽⁷⁾。

『水左記』に「故頼国法師七」と記されている源国房は、諸系図によるところでは頼国の六男であるが、「美濃七郎」と号し、早くから美濃国に勢力を振うものとして現われてくるのである⁽⁸⁾。国房がどのようにして美濃に居住するようになったかは明らかでないが、国房が美濃を本拠地としたことについては、祖父頼光の時代にその基盤がつくられていたものと思われる。というのは、頼光が摂関家の家司として様々な奉仕をすらかたわら、諸国の受領を歴任して莫大な富を蓄積したことは有名であるが、頼光は二度美濃守に任ぜられており、二度とも任国に赴いていた⁽⁹⁾とのことである。頼光の弟頼親が、三度にわたる大和守在任を通して、大和国内に多くの私領を獲得した事例に照らしてみても、頼光が美濃国で頼親と同様の行動をとったであろうことは想像に難くない。さらに、国房の父頼国もその晩年に美濃守を経験しており、これらは国房が美濃に勢力を伸展させていく上で、大きな比重を占めていたことであろう。

さて、重宗との合戦ののち暫くの間、国房の名は史料上に見えなくなるが、永長元年（一〇九六）国房は東大寺領美濃国西部莊司として登場してくる。以下に掲げる『内閣文庫所蔵美濃国古文書^(永長元年)（嘉保三年）五月十二日官宣旨案⁽¹¹⁾』がそれである。

（前欠）七月五日兩度官符宣旨、為檢注国⁽¹²⁾ 新立庄園并加納等、所令宮使国使等⁽¹³⁾ 兩莊田堵作人等令愁申云、雖无

指⁽¹⁴⁾ 從庄司伊豆守国房朝臣許、遣數⁽¹⁵⁾ 寃凌庄民、

令迹散山野之後、令押⁽¹⁶⁾ 内廿一町穫稻已畢者、且廻安堵之計、

之間、暫可蒙国制之由、依訴申、先差遣官使等之處、庄

民等自山野出来、相共令檢注庄内見否作之処、庄裡、彼庄司国房朝

臣重又差遣勇士、依有可令寃枉宮使等之間、同又下遣別国使等、所

令防禦也、其後官使等入檢兩庄去年見作⁽¹⁷⁾、大井庄百八十八丁八段

三百歩、茜部庄冊町八段二百冊歩、所注進也、是則庄田加納沙汰之

後、任道理為勘除也、然則檢田使入勸子細如件、此外庄民迹散之条、

更非国司所為、已庄司苛法之所致也、早被召問彼庄作人等、自令申

子細敷、（以下略）

この文書は、大井・茜部兩莊内の加納分をめぐる国司側と東大寺側の争いの中で、東大寺から出された訴えに対して下されたもので、ここに引用したのは、そのうちの国司側の主張部分である。

国房が茜部莊司となっていたことは他の史料からも確認できるが、この永長元年の官宣旨案を見た限りでは、大井莊の莊司を兼ねていたようにも見うけられる。ここでの国房は、数多の勇士を差し遣わして莊民を寃凌し官使をも寃枉する存在として現われてくる。このうち「莊民寃凌」については、東大寺側から、不当に国使を入れて莊内を損亡させた上、事を国房に寄せて国司には咎がないというのは濫吹も甚しい、との反論がなされており、一概に断定し難いが、国房が武威を示す存在であり、国使の入勘に際しては、勇士を差し遣わしてこれを阻止する行為に

出ていたことは疑いない。但しここで気をつけねばならないことは、かかる行為が、国房自身ではなく、国房のもとより差し遣わされた数多の勇士によってなされたと言われている点である。

「庄司伊豆守国房朝臣」とある如く、国房はこの時伊豆守の任期中であった。国房が伊豆守に任ぜられたのは永長元年正月のことであるが、この任官は「任中旁第三」によるものであった。そして伊豆守の任期の満ちた康和元年（一〇九九）正月には「治国、信濃伊豆守」ということで従五位上に加階せられており、伊豆守の前に信濃守を経験していたことが知られるのである。また、『尊卑分脉』等の系図類には、国房が歴任した官職として信濃・伊豆守の他に、治部丞、検非違使大夫尉、土佐守、伊与守、陸奥守等が記載されている。これらは確かな史料からは確認できないものの、治部丞・検非違使などは、国房が受領となる以前に経験していたとみてよいであろう。特に検非違使については、国房の父頼国・子光国も経験しており、⁽¹⁴⁾ 検非違使となつて年労を積み、その巡によつて受領に挙げられるのが、武士が受領に任ぜられるまでの一般的な例であることから推してみても、国房が検非違使であつた可能性は高いものと思われる。

以上のようなことから判断するならば、国房は永長元年の時点よりかなり以前から都で活動するようになっていたとみななければならない。しかも、国房が伊豆守に任ぜられた時の除目には、受領の任命に白河院の意志が強く働いていたことが知られており、⁽¹⁵⁾ ここで受領に任ぜられたと

いうことは、国房が白河院に近い存在であつたとも想定し得よう。このような国房が、美濃国の東大寺領荘園の荘司となつていたことが、美濃における国房の立場を知る上で大きな意味を持つものである。

十一世紀後半という時期は、新立荘園の停止を熱心に推しすすめる国司側と、これに対抗する荘園側との争いが目立って多くなるのであるが、美濃国の大井・茜部両荘においても、延久以来度々にわたつて、これを収公せんとする国司側の攻撃をうけていたのである。さらに、この時期に全国的な規模で賦課されるようになった伊勢神宮役夫工米の制度についても、美濃は最も多くその賦課徴収が確認できる国である。⁽¹⁶⁾ この役夫工米の賦課対象地は、公領ばかりでなく、国内諸荘園の内部にも及んでいたため、これを徴収する主体である国衙・役夫工使と、彼らの入勘を拒否せんとする荘園側との争いも絶えずひき起こされていたのである。

国房が茜部荘司となつた正確な時期は不明であるが、荘司となつてからの国房の動きからみて、永長元年からそれほど以前のことではないであろう。当時の事情について、時代は少し下るが、⁽¹⁷⁾ 永治二年（一一四二）の茜部荘古老住人の言によると、国房が荘司となる以前は、厚見郡司字厚見王大夫政則が茜部荘の下司にして平田荘の下司をも兼ねており、その舎弟僧定増は茜部荘別当であつた。ところが伊豆源前司（国房）が荘司に補されるや国房は偏にその所従・郎等をもつて荘家の沙汰をさせ、政則・定増等を荘内から駆逐してしまつた、ということである。厚見郡

司政則は、永長元年の国司と東大寺との争いの時には国司側に立つて陳述している者で、在地にあってかなりの勢力を有していたと思われる人物である。こうした政則等の勢力を一掃して所従・郎等に莊務を行なわせ、それでいて国房自身は都を中心に活動していたというところに、美濃における国房の武威の程が知られよう。東大寺が国房を茜部莊司に補したのは、かかる国房の武威をもって莊内を強力に支配し、国司の妨げに対しても、武力をもってこれを排除することを期待するものであった。ところが、国房を莊司に補した結果はかえって東大寺にとって好ましくからざる方向に發展していくのである。

茜部莊の西には国房の私領鶺鴒郷が隣接していた。このことも国房が茜部莊司に補される一つの理由となっていたと思われるが、国房は茜部莊司となるや、恣に茜部莊西界字高椋の勝示を堀り取り、東西二町、南北十余町を鶺鴒郷に加えんしたのである。これに驚いた東大寺は国房の莊務を停止し、その後官使が下し遣わされて勝示が直し立てられたのではあるが、官使等は、且は国房の武威を怖れ、且は相語らわれて、実の高椋界に到達せずに勝示を立てた、ということであった。⁽¹⁸⁾ これ以後茜部莊西界の地は、国房の子光国の代になっても牢籠されたままであった。そのため、永久五年（一一一七）光国に対して、茜部莊の四至勝示牢籠を停止し、鶺鴒郷住人等の濫行を禁断することを命じた宣旨が下されたのである。⁽¹⁹⁾ この時東大寺が訴えた光国朝臣私領鶺鴒郷々司以下住人等の濫行というのは、「偏募武威、不憚勅制、拔捨件勝示、凌轢寄作之庄民、動企殺

害」「盜取庄内牛馬雜物、殺害庄民燒失舍宅」といったものであった。光国はこれに対し、牢籠については、寺家の申すところは虚偽の至りであり、放火殺害については、光国在京の上、子細を存知しないと陳じ申しているのである。天治元年（一一二四）に東大寺から再度の訴えが出された時、太政官では双方の主張について、「若是光国不知案内之処、鶺鴒郷司等暗所押妨歟」との判断を示しているが、⁽²⁰⁾ 国房・光国による茜部莊牢籠といわれている行為が、実際には私領鶺鴒郷の郷司以下住人等によってなされていたことは、東大寺が訴え申している文言からも明らかである。この鶺鴒郷司などが、現地における本来の開発領主と見なされるべきもので、国房が茜部莊司となった時に莊家の沙汰をさせたところの所従・郎等というのも、こうした者たちであったと思われる。彼らは国房・光国のもとでその武威を募り、自らの勢力を拡げていったのである。鶺鴒郷司等による茜部莊に対する濫行は、永久五年の宣旨によっても停ることなく、光国私領鶺鴒郷の別符と称して、茜部莊西界の地を押領し続けていた。その間に光国は、私領鶺鴒郷を故二位家領平田莊の加納に寄進し、より上級の権門を仰ぐことによって、鶺鴒郷司等の押領を完遂させんとしていたのであった。⁽²¹⁾ そのため、国房の時から四十年以上を経た⁽²²⁾ 永治二年（一一四二）の時点においても、件の地は依然として押領されたままの事態が継続していたのである。鶺鴒郷司等による茜部莊侵略の執拗さもさることながら、彼らの上部に位置する光国が、一方ではかかる政治的な動きを見ていることも看過し得ないところである。

二、都の武者としての美濃源氏

十一世紀末頃の国房が都で活動し、受領を歴任していたことは前述したところであるが、光国の都における活動は、国房のそれと比較して、一層顕著である。

光国は、寛治元年（一〇八七）四月左兵衛尉として現われ、同年十二月の除目で右衛門少尉に任ぜられている。⁽²³⁾この時点では未だ検非違使にはなっておらず、寛治五年の白河院の鞍馬寺参詣にも単なる右衛門尉として供奉していた。⁽²⁴⁾しかし嘉保元年（一〇九四）には既に検非違使であったことが知られ、⁽²⁵⁾この間に検非違使宣旨が下されていたものであろう。その後康和元年（一〇九九）、正月の叙位で従五位下に叙された光国は、⁽²⁶⁾その年の除目で受領になされんことを望んだが実現せず、改めて検非違使宣旨が下された。⁽²⁷⁾以後十年余りの間は検非違使大夫尉として過ごしていたのである。

大夫尉としての光国は、康和五年八月宗仁親王（後の鳥羽天皇）の立太子に際して、「北面伺候五位六位十人許」とともに弓箭を帶して白河院の御車の後に供奉しており、⁽²⁸⁾また嘉承元年（一一〇六）七月の白河院の石清水参詣に供奉するなど、⁽²⁹⁾主として院の御幸の供奉警固として史料に姿を現わしている。この間長治元年（一一〇四）十月には、大がかりな叡山の悪僧追捕が「義家・義綱朝臣等并検非違使」によってなされ、⁽³⁰⁾同

二年十月には、叡山大衆の入洛に対する防禦が「検非違使等并武勇士」に命じられていて、⁽³¹⁾この中には光国も加わっていたことと思われる。しかしながら、この時期の都の武者としては、源義家・同義綱兄弟が群を抜いた存在であり、都における武力はこの両者に代表され尽くしていたのである。義家が「天下第一武勇之士」⁽³²⁾「年来為武士長者」⁽³³⁾などと評されていたことはよく知られているところであるが、義綱も「武勇之威、自滿四海」と評され、⁽³⁴⁾義家に対抗し得る程の武力の持ち主であった。寛治五年（一一〇九）義家・義綱が、河内国におけるそれぞれの郎等間の争いに端を発して、互いに合戦に及ばんとした時の都の人々の驚きは、「義家朝臣与義綱朝臣有聞合戦之由、城境被固閑、世間騒動不静」⁽³⁵⁾「天下之騒動、莫大於此」⁽³⁶⁾という大変なものであった。しかし、さしも強大な武力を誇った義家・義綱等の河内源氏も、この両者の対立をはじめとする所謂「源氏内紛」と呼ばれる一連の事件のために凋落の途を辿っていったのである。その頂点ともなったのが、天仁二年（一一〇九）義家の四男義忠が殺害されたことに端を発した義綱追討事件であった。⁽³⁷⁾これら「源氏内紛」については安田元久氏が詳細に研究されているため、⁽³⁸⁾事件の細かな経過説明は省くが、義綱追討の任にあたった者は、若年にして義家の嫡流を継いだ為義と、出羽守光国であった。⁽³⁹⁾為義が遣わされたのは、事件の性質からみて然るべき処置であったかもしれないが、出羽守である光国が特にその任にあてられたのは、光国が追捕の用に堪え得る武的存在であったからに他ならない。また、義綱追討事件というものが、安田

氏の言われる如く「摂関家の爪牙として勢力を伸ばしてきた義綱が、この機会を捉えた院政当局者の謀略に乗ぜられたもの」⁽³⁹⁾であったとするならば、義綱追討を命じられた光国は、院政当局者側の有力な武力担当者であったと考えてよいであろう。

光国はこの事件の後、任国である出羽に赴いたのであるが、翌天永元年には任国を離れて上道し、途中美濃国の所領に留居して年月を過ごしていた。このことは天永二年六月頃から朝廷で問題とされるようになり、その中で、一旦は光国に替えて他の者を出羽守に任命すべきかというような意見が出されたりもしたが、とりあえず光国のもとに官使が遣わされて子細が問われることになったのである。⁽⁴⁰⁾光国がその陳状にどのように述べたものであるかは明らかでないが、この間のやりとりからみると、光国が任国を棄てて上道したのは出羽国で乱逆事件を起こしたことが原因であったようである。この乱逆事件⁽⁴¹⁾というのは、光国が摂政藤原忠実家領出羽国寒河江荘に乱入した事件のことかと思われるが、それ以上のことは不明である。ただ、光国がこの時期に都にもどることもなく、美濃国の所領に留居していたことには別の意味が含まれているようにも思われる。というのは、出羽守となるまでの光国は長い間検非違使であったわけであるが、都における光国の活動状況からみると、たまたま美濃に往反することはあったにせよ、その生活の大部分は都にあり、美濃国に長く留まることはなかったものと思われる。このような光国が出羽守となってもなく起きたのが義綱追討事件である。その結果美濃国

においてもかなりの勢力を有していたと見られる義綱の一族⁽⁴²⁾が滅亡したことは、美濃国内に少なからず動揺をもたらしたであろうし、自ら義綱追討の任にあたり、かつ美濃を本拠地とする光国にとって、美濃における自己の勢力を伸張させる好機であったはずである。そこで光国はこの機会に美濃での勢力強化につとめていたのではないだろうか。以上は推測の域を出るものではないが、このようなことも可能性としては考えられよう。

さて、問題の光国に対する朝廷の処置は十一月に至ってようやく決定された。それは「本国乱逆并不言上罪共会赦、任限不⁽⁴³⁾満」というもので、光国は未だ任期に残っている出羽国に下し遣わされることになったのである。その後光国が再び出羽国へ下向したか否かは定かでないが、未だ出羽守の任期中である永久元年（一一一三）四月、叡山の僧徒二千余人が大挙して都に押しよせてきた際に、出羽守光国は、丹後守平正盛・左衛門尉源為義とともにその防禦にあたっているのである。⁽⁴⁴⁾この時の防禦軍の構成について『中右記』には「検非違使并源氏・平氏・天下弓兵之士武勇之輩数万人」と記されており、光国・正盛・為義等は、その中でも特に代表的な武者と見なされていたのである。但し光国についてはこの後都の武者としての具体的な活動例は見られなくなり、かつ出羽守のあとに他の官職についた形跡もみとめられず前出羽守のままで終わったようである。諸系図に記載されている光国の没年「久安三年十二月十二日卒八十五才」に従えば、永久元年の時点では五十才を過ぎたあたりで

あるが、恐らくこの頃を境として、光国が都の武者として占めていた地位は嫡男光信に引き継がれたのであろう。

光信は『尊卑分脉』に「鳥羽院四天王其一也」と記載されている者であるが、『愚管抄』巻四に、鳥羽天皇の即位後、陣の内で政治を行なった白河院が、光信・為義・保清三人の検非違使を朝夕内裏に宿直させていた、と見えていて、白河院にも早くから近侍していたことを思わせるものである。

光信の検非違使としての活動は元永二年（一一一九）頃から目立ってくるのであるが、武者としての光信の本領が遺憾なく発揮されたのは、大夫尉となっていた大治四年（一一二九）十一月十一日に行なわれた南都への大がかりな悪僧追捕活動においてである。⁽⁴⁵⁾この追捕は鳥羽院政の開始直後、光信・為義をはじめ平正弘・藤原盛重・源義成等の検非違使が派遣されて行なわれたもので、藤原氏の氏寺である興福寺に打ち入ったの追捕であったこと、その際藤原氏長者累代の重閣である佐保殿が焼かれたことなど、撰関家にとって大きな衝撃であり、それだけにその反発も大きかった事件であった。この時遭わされた検非違使の中で最初に南都に到着したのが光信で、光信は先ず随兵を入れて興福寺内の僧房を次々と囲んで追捕にあたり、その後次第に他の検非違使が到着して追捕に加わったものである。ここに派遣された五人の検非違使はそれぞれ都の武者達であり、各自が個々にそれぞれの随兵・郎等を率いて追捕にあたっているのであるが、ここでの光信は興福寺西大門辺の追捕に際し

て郎等を率いて騎馬ながらに駆け入るなど、武士団の長としての姿を如実に示すとともに、この時の追捕活動全体の主戦力たる活躍ぶりを見ているのである。

ところが光信は翌大治五年十一月、京中に私兵を動かして闘乱事件を起こしたということで流罪に処せられてしまった。その事件というのは、前年の九月頃坂東より源義親と称する者が参洛し、鳥羽院の仰せにより前関白忠実の領である鴨院に寄宿していたのが、大治五年十一月十二日の夜半に騎兵二十人、歩兵四、五十人ばかりに襲われて、合戦のすえ殺害されたというものである。⁽⁴⁶⁾殺害されたのが先年平正盛に追討されたはずの義親を称していた男であったため、当初この事件の嫌疑は平忠盛に向けられたが、やがて光信の所為であることが判明した。これより先、鴨院にいた義親の他にも義親と称する者が大津の辺に出没しており、これがこの年十月右兵衛督藤原伊通邸に赴こうとして参洛したところ、四条堀河のあたりで鴨院にいた義親と相遇し合戦となり、鴨院の義親がこれに勝って名をあげるという事件があったが、この合戦が光信の四条大宮宅の門前でなされたため、光信をしてかかる行動に走らせたものであった。武者として名をなす光信としては、自宅の門前で合戦が行なわれ、しかも数千の見物人が集まったなどというのは甚だ不快なことであったであろうし、鴨院の義親の評判が上がるのを黙って見過ごす気にもならなかったであろう。その結果、光信は土佐に、従類藤原通範、寛信、清原近宗もそれぞれ伊豆、安房、常陸に配流せられ、光信の舎弟

右兵衛尉光保は見任を解却されることにはなったが、そこには武者としての光信の面目が感じとれるのである。

光信は配流の後十三年を経た康治二年（一一四三）になってようやく召し返され、本位の従五位上に復し、左衛門少尉に還任せられ検非違使宣旨が下されたが、二年後の久安元年十月に頓死してしまった。生年五十三才であった。

一方、光信に坐して右兵衛尉の官を解かれた光保は、保延元年（一一三五）二月には左衛門尉としてその名が見えているから、事件後まもなくして還任せられ、さらに左衛門尉に進んでいたものと思われる。光保には保延三年正月に検非違使宣旨が下され、その立場は土佐に流された兄光信にとってかわるべき存在であった。

光保は鳥羽院の「最後ノ御ヲモイ人」の父といわれており、それは仁平元年（一一五一）正月光保が院昇殿を聴された時の『台記』の記事に「或曰、依其女寵愛有此恩」とあることから確かめられる。光保はこの後久寿元年（一一五四）正月出雲守に任ぜられ、同年三月従四位下、翌二年十月従四位上、さらにその翌年正月には正四位下に叙せられるという具合に、異例の早さで官位が昇進していったが、これも光保の女が鳥羽院の寵愛を得たことによるところが大であったと思われる。

鳥羽院の崩じた保元元年（一一五六）七月光保は藤原信輔・入道信西等の鳥羽院寵臣とともに入棺の役人をつとめ、つづく保元の乱には後白河天皇側について随兵を率いて鳥羽殿に祇候している。しかし合戦の場

では特に目立った働きは見せていない。三年後に起きた平治の乱では当初光保は源義朝に与同するかのような動きを示しているが、概して消極的な態度で終始し深入りすることを避けていたようである。ところが、平治の乱後の永暦元年（一一六〇）六月、光保は謀反の疑いをかけられて薩摩に流され、そこで誅されてしまった。これにより都における美濃源氏の立場は著しく後退し、光信の子光長などが活動はしていたが、隆盛を誇る平清盛の勢力の前にはもはや対抗すべくもなかったのである。

三、美濃源氏と郎等

これまでのところ鶺鴒郷住人による茜部荘西界の牢籠が続けられていた数十年間の美濃源氏の動きについて、彼らがその武力をもって都を中心に活動し、検非違使を経て受領となるという棟梁的武士としての生活を送っていたことを述べてきたが、勿論この間にも美濃国の所領に往反することはあったであろうし、時には自らの勢力拡大のための積極的な行動に出ることもあったようである。嘉承元年（一一〇六）国房による尾張国大成荘への乱入事件はそうした行動の一つである。

大成荘は尾張国海部郡にあり、東寺の末寺である伊勢国多度神宮寺（法雲寺）領の荘園であった。多度神宮寺というのは、かつて承保二年（一一七五）僧良心と平正衡が同心して、多度神宮寺は延暦寺別院であると称し、その所領荘園を押妨したことがあり、その後も、同寺は天台

末寺であると主張する延暦寺によって、寛治三年（一〇八九）、長治元年（一一〇四）と使者が送られ押妨が企てられていたところである。⁽⁶⁷⁾ここに叡山の住僧大法師仁譽は前伊豆守国房朝臣を相語らい、仁譽の私的な下文をもって延暦寺の下文であると称し、嘉承元年七月七日数多の軍兵を隨身して大成荘に発向したのである。国房は大成荘の荘司を追却し、莊田十余町を茆り取り、住人等の私財物を押取した上、郎等平行仲を荘司にすえて莊務を執行せしめたという。以上はこのような国房の横妨を停止せられたいと朝廷に訴えた東寺の解状に言われているところであるが、この東寺からの訴えにより、同年八月十四日国房に対し、子細を弁じ申すべき旨の宣旨が下されたのであった。⁽⁶⁸⁾ところが仁譽、国房等は事を左右に寄せて請文を進めず、いよいよ濫行を致して莊々の住人等を多く殺害したということである。そのため、翌嘉承二年国房等の濫行の子細を載せた寺家氏人盛正の解状を副えて、重ねて東寺から訴えが出され、今度は仁譽に対して子細を弁じ申すべきことが命じられたのである。⁽⁶⁹⁾ここに見える「寺家氏人盛正」とは、^(嘉承元年)長治三年二月東寺に解を送って、故舎兄師衡の例に任せて多度寺俗別当職に補任せられんことを願っている平盛正⁽⁷⁰⁾で、国房によって大成荘から追却された荘司というのはこの盛正であると考えられている。⁽⁷¹⁾国房の大成荘乱入事件について直接的に知られる史料は少なく、かつ何れも国房等の押妨を訴えた東寺側の主張であるが、その点に留意しつつここに見られる国房の行動について考えてみたい。

多度神宮寺の帰属をめぐる東寺と延暦寺との間に度々争いが生じていたことは既に触れたところであり、山僧仁譽が大成荘の押領を企てたのもその延長線上に位置づけられるものであるが、この時点で国房が介入していることについては、二つの点が注目される。第一には、前述した重宗との合戦によって知られる国房住所美濃国多芸郡と、多度神宮寺・大成荘との位置関係が地理的に近いことからみて、国房の勢力が、これら伊勢・尾張の一部にまで伸びてきていたと考えられることである。いま一つは、これから派生するものであるが、国房が大成荘に乱入する直接の原因となつたと思われる郎等平行仲との関係である。というのも、国房は大成荘に発向してそれまでの荘司を追却し、行仲を荘司に据えたわけであるが、荘司として莊務を執行するからには、行仲はもともと現地においてそれなりの力を有していたものと思われる。⁽⁷²⁾しかも国房は行仲に「乍守宣旨状」という姿勢で莊務を行なわせたというのである。「宣旨状」というのが具体的に何を指しているかは言われていないが、大成荘に関するものであれば、それは延暦寺によって押妨が企てられたたびに東寺が得ていた「多度神宮寺は真言別院たるべし」という内容を持つものであるろう。そうであるとする、国房の大成荘への発向は、多度神宮寺に対する東寺の支配を否定するものではなく、荘司を追却し郎等行仲に莊務を執行させたことをもって所期の目的が達成されたとも考えられよう。東寺に対する国房のこのような態度は、見方によっては押領を成し遂げんがための一種のポーズと受けとめることも可能であらう。

う。しかし、山僧仁誓の思惑とは別に、国房の意図するところが自己勢力の拡大強化にあったならば、郎等行仲の現地支配を実現することでその目的は十分達せられ、多度神宮寺の帰属自体に拘泥するものではなかったと思われる。しかし、国房によって大成荘から追却され、その子細を注して訴えた盛正にとっては、かかる行為はまさに「国房の押妨」であった。盛正は前述した長治三年の解状の中で、大成荘内庭打里三十六町が一部住人によって押領されていることを述べ、自分が俗別当に補されたならば、他勢家の威猛を募り荘内田畠を荒廃させる住人を追却することを申しているが、行仲などはまさしくそのような住人の一人であったわけである。

次に美濃国にある美濃源氏の郎等について見てみると、ここでは永長元年（一〇九六）美濃国役工使を凌轢した国房郎従の存在が確認できる⁽⁷³⁾。ほか、永久二年（一一一四）にはより具体的な郎等の活動例が目につく。先ずこの年の三月、都の強盗犯人紀二郎国高なる者が、検非違使庁での取り調べに同類国方の行方を白状して言うには、国方は美濃の国房郎等のもとに行き通っているということであった⁽⁷⁴⁾。この国高・国方等は元真（姓不詳）の郎等ということで、元真が責められていたのであるが、その後国方が美濃国の光国従者のもとに在ることの事実が判明したため、元真に対する追及は止められ光国が召されることになった⁽⁷⁵⁾。光国に対してはこの後美濃国の従者のもとに在る強盗犯人を搦め進めるよう命じられたことと思われるが、以後の推移は不明である。そうこうするうち

に、今度は、信濃国の尊勝寺領荘園の年貢が、都に運上される途中美濃国で強盗に奪取されるという事件が起こり、この強盗を光国郎等が相共に搦め取ったという報告が、検非違使別当藤原宗忠のもとにもたらされた⁽⁷⁶⁾。このことは既に光国から白河院に奏されており、翌日光国は件の強盗を受けとり、検非違使庁に引き渡したのである⁽⁷⁷⁾。この強盗にはなおも同類十八人がおり、それぞれ関白藤原忠実、左大臣源俊房、伊勢祭主大中臣親定、熱田神宮等の荘園の住人ということであった⁽⁷⁸⁾。そのうちの一人である「関白荘住人清原貞元」⁽⁷⁹⁾ などという名を見ても、これらの住人達は荘園内のかんりの上層身分と思われる、この強盗の一群は、その広がり方からみて、かなり広範囲にわたって活動を展開していたものと思われる。これら強盗を働いた諸荘園の住人と、この強盗を捕えた光国郎等、あるいは役夫工使を凌轢し、あるいは強盗犯人をかくまったりする国房郎等などはその本質において異なるものではなく、階層的にもほぼ同列の開発領主層に属するものとみなされよう。また、光国の郎等に、相模人宗里なる者があった⁽⁸⁰⁾が、米谷豊之祐氏が明らかにされたところによると、十一・二世紀の相模人はほとんどが有位者であり、中には五位になっている者すらあって、階層的には主として郡・郷司層であったというものである⁽⁸¹⁾。宗里の場合は、相模人でありながら左右を申さずして白河院のもとに参じてしまい、ために相模の事が定まらないということ⁽⁸²⁾で追及をうけている者で、やはり米谷氏の言われるような階層に属する者であったと考えられる。

四、郎等の性格

国房・光国が美濃国を中心に多くの郎等を有していたことは前節に見た如くであるが、それでは美濃源氏が、どのようなことからこれらの郎等と主従関係を結ぶに至ったものであるかが問題となってくる。

そもそも国房が美濃において勢力を伸展させていくにあたっての拠点は、国房が美濃に有していた所領であったことは敢えて言うまでもないであろう。しかし、国房・光国の郎等・郎従と呼ばれているものは多くが開発領主層と見られるが、その中には鶉郷司のように、国房らの私領の住人も含まれていたにしても、多くは所領外の住人であったと思われる。このような郎等達は、元来が国衙機構や荘園内での様々な「職」の体系に連なるものであり、その中で彼らの有する開発私領なり得分権なりを保持していたのであるが、彼らを取りまく情勢は決して安閑としたものではなく、彼らの存在基盤は、公領においては、国司の恣意によって絶えず動揺する不安定なものであり、荘園内にあっても、荘園内部の重層的関係を排除して一円の支配を成し遂げようとする荘園領主側の私領主否定の動きの中に取り込まれる危険性を帯びていたのである。さらに、現地での勢力争いや一族間の抗争なども考えてみると、彼らが存立していくためには、現実的な武力によって彼らを保護し得る棟梁的存在を必要としたといえよう。このような事情が、「武勇の人」である国房

光国のような棟梁的武士の郎等となって私的主従関係下に入る一つの契機となったのであろう。しかも、鶉郷司以下鶉郷住人による茜部荘侵略に見られる如く、強大な武威を後盾とすることが勢力拡大の上でも有利なものであれば、進んで国房・光国の郎等となる場合もあったと思われる。一方、十一世紀半ば以降、寺社勢力に対する防禦等のため、中央における武者の存在価値が高まるにつれ、「武勇の家」としての自らの存在を際立たせるためにも、こうした開発領主層を自己の武力組織内に組入れて武力を強化しようとする棟梁的武士の動きも考えられるが、それは上記の如き開発領主層の動きに合致するものであった。従って、ここに成立する私的主従関係は棟梁がその郎等に対し、武力をもって現実的に保護し得る立場にあることが不可欠の条件であり、それを満たすことによって、棟梁はその郎等を自己の私的武力の構成員として維持し得たのである。その限りにおいて、棟梁的武士とその郎等との間に見られる主従関係は、郎等が主人に対して無私の服仕をするようなものではなく、私的保護を受けるための見返りとして主従関係下に入るといって、郎等の側からの極めて打算的な意志によって結ばれていたと言えよう。美濃源氏の都における武者としての活動は、このような結合論理のもとに私的主従関係下に入っていた美濃国住人らが、その武力の支えをなしていたものと考えられるのである。

都で活動している美濃源氏の郎等の中で、明確に「美濃国住人」と注記されているのは大治三年（一一二八）武者所殺害犯人として西獄に繋

がれた光信郎等のみであるが、永久二年（一一一四）都から逃亡してきた強盗犯人国方をかくまった美濃国の国房郎等・光国従者なども、それ以前の一時期に都に出ていた経験を持っていたことによって件の犯人とかかわりを有していたとも考えられる。また嘉保元年（一〇九四）に前天台座主大僧正良真の西京房に強盗の一群が乱入して種々の物を奪い取った事件は、当時現職の検非違使であった光国の郎等の所為であったが、この光国郎等なども、強盗を働いて逃亡した元真郎等国方やこれをかくまった国房郎等などと同じ類であると思われる。こうした棟梁的武士の郎等として都に出てきている者たちは、互いに接触を持つこともあり、時には徒党を組んで強盗などの行為に及ぶ場合もあったのである。

このような独自の行動を見せる郎等は、その主人との関係においてもそれほど強固な結合関係は持っておらず、多分に流動的な要素が含まれていた。前述の武者所殺害犯人である光信郎等が大治四年正月に赦された際には、件の男は自分の従者であると称する源為義と、本主である光国との間でその帰属が争われ、為義と光信は互いに件の男を奪取しようとして兵士を率いて西京に行き向い、すでに合戦に及ばんとして朝廷を動揺させたのであるが、このように、有力な郎等を自分の手許におこうとする光信・為義等の棟梁的武士の動きがある一方、郎等の側からその主人を移り変わるような場合もあったのである。

永久二年五月一日左衛門尉源行遠の郎等が同僚三人によって段害され(86)という事件があった。検非違使庁の搜索により、犯人の一人が源為義

のもとに潜んでいることが判明したが、為義は「件男有本主、早可尋召也、於為義許者不候」(87)という態度で、検非違使の犯人引き渡し要求に応ぜず、事件は行き詰まってしまった。この間の経過には、検非違使といえども容易に手を下せない程の為義の武威がよく示されており、殺害事件を起こした行遠郎等が為義宅に逃げたのも、このような為義の力を頼っての行動であったと思われる。結局、この事件は、五月十五日の深更に至ってようやく犯人が召し進められたが、『中右記』に、それまで「行遠郎等」と記されていた件の犯人は、この時点では「為義郎等」と呼びかえられているのである。(88)

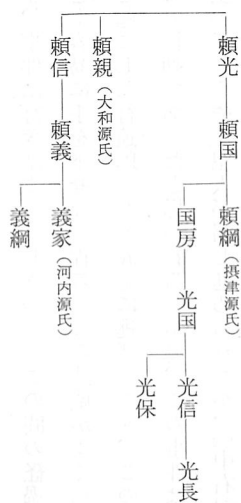
右の事件があったのと同じ頃、検非違使大夫尉源重時の郎等公政なる者が、数多の物を負うて為義のもとに籠るという事件も起きていた。そのことを重時が白河院に訴え申したことよって為義が度々召されたが、為義は事を左右に寄せて公政を進めずにいたのである。そのため、行遠従者殺害事件が一応の解決を見た同じ日に、院より検非違使庁に対し件の公政を召し取るべき旨が仰せ下されたのであった。この命令を受けた検非違使別当宗忠は、検非違使中の誰をもって事にあたらせるかを院に尋ねているが、ここにも為義の並々ならぬ武威の程が示されている。さて、公政が召し進められたのは、この年の七月になってからのことであ(89)ったが、公政はこの間安房国の本主季則のもとにあったといい、また伊豆国にあったということである。(90)公政が召し出されると、重時は公政の引き渡しを要求したが、子細を問うのが先であるとして退けられ、検

非違使庁において公政の申詞記について内問の結果、公政の肩物については重時に糺し返されることになった。⁽⁹¹⁾しかし公政が全く物を弁じないため、その身柄が重時に引き渡されることになったが、この処置も、重時に対し公政を勘当してはならない旨の敕命が下された上でとられたものであった。⁽⁹²⁾公政なる男は、安房国の本主季則との関係も保っており、かつ安房や伊豆にあった公政との連絡が全て為義の使者を通して行なわれていたことからみて、為義との間にも何らかの関係の下にあったことは疑いない。しかも公政は都にあっては重時の郎等となっていたのである。

以上の如き事例に見られる棟梁的武士とその郎等との関係は、郎等がそれ自体主人から相対的に独立した人格を認められており、その主従関係は一方の意志によって解消できることを示している。また、郎等が同時に複数の主人と関係を持つということ自体、その主従関係の不安定性の表われであろう。本稿の始めに見た国房と義家の合戦は、義家郎等が国房に凌辱されたことが原因であり、寛治五年の義家と義綱の対立も、両者の郎等間の争いに端を発したものであった。これら棟梁的武士が、自分の郎等を保護することを如何に重要なことと考え、実際に武力をもってそれに努めている姿勢も、現実的に郎等を保護し得なければ棟梁たり得ない、という上記の如き棟梁的武士とその郎等との間の結合の在り方に基づく、必然性を帯びた行動であったのである。

註

- 1 「宗」と「家」は、非常に誤写され易い文字であり、また、『水左記』と『百鍊抄』の二つの記事は、時間的にみて同一の合戦についての定めであると見るべきであろう。
- 2 『為房卿記』承暦三年六月二十五日条。
- 3 『尊卑分脉』に記載の見える重宗の一族には、美濃国方県郡の地名を名乗る者が多く、ここが重宗の本拠地と思われる。また、『左経記』長元六年六月二十七日条に、重宗の祖父駿河守忠重が美濃国住人を郎等としていたことが見え、重宗の系統が早くから美濃に勢力を有していたことを窺わせる。
- 4 『扶桑略記』承暦三年八月十七日条。
- 5 『為房卿記』承暦三年七月二日条。
- 6 『為房卿記』『扶桑略記』『百鍊抄』承暦三年八月十七日条。『水左記』同八月二十一日条。『為房卿記』同八月十九日、九月十九日、同二十日条。
- 7 『為房卿記』承暦三年八月二十八日、九月二十二日条。
- 8 『系図纂要』には、国房について「承暦三年七月依陰謀露頭配流阿波国、永保中赦復本官」と記されている。或いは、重宗との合戦により配流せられたものであろうか。
- 8 『尊卑分脉』『系図纂要』『土岐系図』等により作成した美濃源氏の略系図を次に示しておく。



9 鮎沢寿『源頼光』。

10 龍谷寿「大和守源頼親伝」(『古代学』一七—二)、泉谷康夫「公田実質の一

考察」(『歴史評論』一〇六)、永島福太郎「古代末期における武士の一考察——頼親流大和宇野氏の場合——」(『人文論究』一一一)に詳しく研究されている。

11 『平安遺文』一三五三号。

12 『中右記』永長元年正月二十三日条。

13 『本朝世紀』康和元年正月六日条。国房が信濃守を経験していたことは、『中右記』長承元年十一月四日条の記事からも知られる。

14 頼国については『小右記』長和二年正月二十五日条などに傍証がある。光国については本稿で後述する。

15 『後二條師通記』永長元年正月二十四日条。

16 小山田義夫「伊勢神宮役夫工米制度について——院政期を中心として——」(『流通経済論集』二二二)、『岐阜県史』通史編古代、五五〇頁以下。

17 永治二年十月日美濃国茜部荘住人申文案(『東大寺文書』四一三。『平安遺文』二四六九号)。

18 前掲註17。

19 永久五年十二月二十三日鳥羽天皇宣旨案(『東南院文書』三一三七、『平安遺文』一八八一号)。

20 天治元年六月二十日宣旨(『東南院文書』三一三七、『平安遺文』二〇一七号)。

21 天治元年八月二十日東大寺領美濃国茜部荘界検注状(『東南院文書』三一三七、『平安遺文』二〇二一号)。

22 『為房卿記』寛治元年四月十三日条。

23 『本朝世紀』寛治元年十二月十三日条。

24 『中右記』寛治五年九月二十四日条。

25 『中右記』嘉保元年九月一日条。

26 『本朝世紀』康和元年正月六日条。

27 『後二條師通記』『時範記』『本朝世紀』康和元年正月二十三日条。

28 『為房卿記』康和五年八月十七日条。

29 『永昌記』嘉承元年七月二十七日条。

30 『中右記』長治元年十月三十日条。

31 『中右記』長治二年十月三十日条。

32 『中右記』承徳二年十月二十三日条。

33 『中右記』天仁元年正月二十九日条。

34 『中右記』嘉保元年三月八日条。

35 『後二條師通記』寛治五年六月十一日条。

36 『百鍊抄』寛治五年六月十二日条。

37 『源氏内紛』の政治的背景(『日本初期封建制の基礎研究』所収)。

38 『殿暦』天仁二年二月十七日条。この前年まで大夫尉として見えている(『中右記』天仁元年正月二十九日条)光国が、出羽守に任せられた正確な時期は不明である。

39 前掲註37。

40 『中右記』天永二年六月五日、同十五日条。『殿暦』天永二年七月二十九日条。

41 『殿暦』天永元年三月二十七日条。

42 義綱の三男義明、四男義仲はそれぞれ美濃三郎、美濃四郎と号している(『尊卑分脉』)。

43 『中右記』『殿暦』天永二年十一月十九日条。ここに見える「赦」とは、同年九月二十三日の「非常赦」(『中右記』『殿暦』同日条)を指す。

44 『長秋記』永久元年四月一日条。

45 光信が大夫尉となっていた初見は『永昌記』保安五年四月一日条である。

46 『長秋記』大治四年十一月十一日、十二日、十三日、十七日、十八日条。『中右記』同十一日、十二日、十三日、十六日、二十五日、二十六日条。

47 『中右記』大治四年九月五日、同十九日条。

48 『中右記』『長秋記』大治五年十一月十三日条。

49 『中右記』大治五年十月十四日条。

50 前掲註49。

51 『中右記』『長秋記』大治五年十一月二十三日条。

- 52 『本朝世紀』 康治二年正月二十七日条。
- 53 『台記』 『本朝世紀』 久安元年十月四日条。
- 54 『長秋記』 保延元年二月十七日条。
- 55 『中右記』 保延三年正月三十日条。
- 56 『愚管抄』 卷四。
- 57 『台記』 仁平元年正月二十三日条。
- 58 『兵範記』 久寿元年正月二十三日条。
- 59 『兵範記』 久寿元年三月二十八日条。
- 60 『兵範記』 『山槐記』 久寿二年十月二十三日条。
- 61 『兵範記』 『山槐記』 保元元年正月六日条。
- 62 『兵範記』 保元元年七月二日条。
- 63 『兵範記』 保元元年七月五日条。
- 64 光保は『尊卑分脉』に「平治乱与同信頼卿」と記され、信西を追跡している（『百鍊抄』 平治元年十二月十七日条）。しかし、『平治物語』などにも光保の行動は定かでなく、乱後に光保が処罰された形跡もない。
- 56 『百鍊抄』 永暦元年六月十四日条。『帝王編年記』 同十六日条。『尊卑分脉』 『系図纂要』。
- 66 承保二年五月十二日官宣旨案（『東寺文書』 射、『平安遺文』 一一一五号）。なお、伊勢平氏と多度神宮寺の關係については、高橋昌明氏が「伊勢平氏の成立と展開」（『日本史研究』 一五七、一五八）の中で論じられている。
- 67 長治二年七月十四日官宣旨案（『東寺文書』 射、『平安遺文』 一六四六号）。
- 68 嘉承元年八月十四日堀河天皇宣旨案（『東寺文書』 射、『平安遺文』 一六六三号）。
- 69 嘉承二年十二月二十八日堀河天皇宣旨案（『東寺文書』 射、『平安遺文』 一六八一号）。
- 70 長治三年二月七日平盛正解（『東寺文書』 里、『平安遺文』 一六五一号）。
- 71 体系日本史叢書六『土地制度史』 一、第四章二四二頁。
- 72 前掲註68。
- 73 『中右記』 永長元年十二月一日条。
- 74 『中右記』 永久二年三月四日条。
- 75 『中右記』 永久二年四月二日条。ここに見える「光国従者」と、三月の時点で「国房郎等」と記されている者が同一人物か否かは確かめることができない。
- 76 『中右記』 永久二年五月十三日条。
- 77 『中右見』 永久二年五月十四日条。
- 78 『中右記』 永久二年五月十六日条。
- 79 『中右記』 永久二年六月十八日条。
- 80 『後二條師通記』 寛治六年八月二十一日条。
- 81 米谷豊之祐「院武者所考——白河・鳥羽両院政期を中心として——」（『日本史論集』 所収）。
- 82 前掲註80。
- 83 『中右記』 大治四年正月七日条。
- 84 『中右記』 嘉保元年九月一日条。
- 85 前掲註83。
- 86 『中右記』 永久二年五月三日、同四日条。
- 87 『中右記』 永久二年五月十日条。
- 88 『中右記』 永久二年五月十六日条。
- 89 『中右記』 永久二年七月二十二日条。
- 90 『中右記』 永久二年五月十七日、同六月二十八日条。
- 91 『中右記』 永久二年八月十六日、同二十一日条。
- 92 『中右記』 永久二年九月三日、同四日条。